

※該当部分抜粋

政令第二百六十五号

防衛省組織令等の一部を改正する政令

内閣は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十四号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正）

第五条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二号口中「並びに防衛大学校」を「防衛大学校」に改め、「学生」の下に「並びに陸上自衛隊高等工科学校の生徒」を加える。

（防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令の一部改正）

第九条 防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「又は防衛医科大学校」を「若しくは防衛医科大学校」に改め、「をいう。）」の下に「又は陸上自衛隊高等工科学校の生徒（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二十五条第五項の教育訓練を受けている者をいう。）」を加え、同条第六号中「（昭和二十九年法律第百六十五号）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年三月二十六日）から施行する。ただし、第一条の規定、第二条中自衛隊法施行令第六十一条及び第六十二条の改正規定、第三条の規定（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第三条第一項、第六条第一項及び第六条の二第一項の改正規定を除く。）及び第四条から第十条までの規定は、同年四月一日から施行する。